【EIPS からの情報提供 Vol.26】

○TPP11協定 (CPTPP) の税率適用に係る NACCSへの原産地コード及び原産 地証明書識別入力方法 (平成30年12月 ※令和4年10月)

TPP11協定(CPTPP)の税率適用に係るNACCSへの原産地コード及び原産地証明書識別入力方法

○環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品 (カナダを原産地とするもの) について の発動期間関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 第7条の8第4項の規定に基づき、 環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品 (カナダを原産地とするもの) について、同条第1項に規定する発動期間を以下のとおり公表する。

【令和4年 11 月1日から令和5年3月 31 日まで】

※第7条の8(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)第4項 4項 財務大臣は、その年度の初日(以下、省略)からその年度の毎月末までの修正対象 物品の輸入数量について翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象 物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品について の発動期間について当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ告示等をするものと する。